

1 重点施策を具体化する事業名と事業内容

次は、重点施策を実現するための具体的な事業を体系順に示したものである。

施 策 名	事 業 名	事 業 内 容	所 管 課
1-(1)-① 教育課程の改善充実	幼稚園教育課程の編成	<p>教育課程の改善充実を図るため、次の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦教育課程研究集会 ◦教育課程編成の手引の作成 	義務教育課
	小・中学校教育課程の編成	<ul style="list-style-type: none"> ◦教育課程運営改善講習会（小・中） ◦教育課程編成管理講習会（小・中） ◦教育課程研究集会（小・中） 	義務教育課
	高等学校教育課程の編成	<ul style="list-style-type: none"> ◦教育課程研究集会 ◦教育課程研究会議 ◦勤労体験学習の実施 	高等学校教育課
	研究学校(地区)の指定	<p>効果的な教育活動の展開を図るため、次の研究学校(地区)を指定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦教育課程研究校 <ul style="list-style-type: none"> 小 学 校 2 校 中 学 校 1 校 高 等 学 校 4 校 ◦勤労体験的学習研究推進地区 指 定 地 区 3 地区(小・中) 	義務教育課 高等学校教育課 義務教育課
1-(1)-② 生徒指導の充実	(小・中学校)生徒指導対策研究協議会	<p>児童生徒の健全育成及び非行防止のため、生徒指導担当者を対象に事例研究を通して研究協議を行い、生徒指導の充実に資する。</p>	義務教育課
	生徒指導研修会	<p>生徒指導の充実、非行事故防止の徹底を図るため、校長を対象とした研修会を実施する。</p>	義務教育課
	生徒指導担当指導主事・指導委員の校外活動の充実	<p>本庁、教育事務所の指導主事と県委嘱の指導委員との連絡協議会を開き、管内の関係機関との連絡、各学校への指導助言、地域健全育成団体との連携を図りながら校外活動を充実する。</p>	義務教育課